

茶屋之町 自治会だより

令和2年6月1日号
発行者：茶屋之町自治会

No.56

兵庫県では新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言が5月21日に解除されました。芦屋市では閉館中の集会所も6月に再開されます。しかし、まだまだ感染予防に気の抜けない日常生活が続くことと思います。

自治会では予想される第2波、第3波の感染に対応するため年内の活動を自粛・中止することといたしました。(自治会だより編集委員会)

町内の皆様、事業者の方々に応援しましょう

茶屋之町自治会



長期間にわたり営業自粛、コロナ対策が求められ大変な苦しみを味わってこられた町内の事業者の方々にはイベントなどご協力いただいております。

(左縦長の写真は昨年作成した自治会の幟旗です)

今、私達はできるだけお店を利用することで少しでも応援させていただければと思います。

定時総会は中止します

さて、「自治会だより55号」でお知らせしておりました令和2年度の**定時総会**はこのような状況下では開催が困難と判断し、**中止することを決めました。**

そのため**「書面表決による総会」形式に変更します。**

本号に議案内容を掲載しますのでご意見をお持ちの方は地区担当者にご連絡ください。特にご意見がなければ決算、予算、計画等の議案が承認されたものとさせていただきます。

議案

- 第1号議案 令和元年度活動報告 ……2 ページ
- 第2号議案 令和元年度会計報告 ……3 ページ
- 第3号議案 令和元年度監査報告 ……3 ページ
- 第4号議案 令和2年度活動計画案…紙面の都合で2 ページに掲載します
- 第5号議案 令和2年度会計予算案…4 ページ

第1号議案 令和元年度活動報告(主な活動を写真で紹介)

★自治会

お花見会(茶屋さくら通り)
4月



茶屋秋まつり(茶屋公園)
10月



街道寄席(茶屋集会所)
5月、2月



高齢者食事会
(芦屋モノリス) 11月



定時総会(茶屋集会所)
6月



宮塚町との合同防災訓練
(宮塚公園) 12月



赤飯配布
9月



植替え(茶屋さくら通り)
5月、9月、12月



★サロン・ドウ・茶屋(月次定例会他)

輪投げ/マグダーツ/
クリスマス会(茶屋集会所)



エンディングノート講習
(茶屋集会所)



茶屋クラブ
食事会(茶屋集会所)



兵庫県知事賞受賞
兵庫県庁(9月)



★子ども会

芦屋市の助成を受けた
ハロウィン・キャンドルイベント
(宮塚公園) 10月



クリスマス会(茶屋集会所)
12月



茶屋公園清掃(自治会と合同)
第2日曜日



★特記事項(芦屋市との関連)

- 町内に防犯カメラ2台設置(2月)
- 愛称は「茶屋さくら通り」に決定・・・応募して採用される(3月)
- 茶屋之町自治会が芦屋市都市景観賞の「活動賞」を受賞(3月)

第4号議案 令和2年度活動計画(案)

- 1) 新型コロナウイルス感染懸念が残るため年内の大きなイベント等(秋まつり、落語会等)は中止する。
- 2) 来年初めの防災・避難訓練及び毎月の環境美化活動は例年通り実施

第2号議案 令和元年度会計報告

単位:円

収入の部			支出の部		
項目	実績	予算比	項目	実績	予算比
前年度繰越金A (預金)	3,538,244 (3,538,244)		(活動費)		
(現金)	(0)		花見会	14,324	15,676
(商品券)	(10,000)		防災・避難訓練	21,101	▲1,101
自治会費B	357,000	57,000	ボランティア保険	17,500	1,500
(芦屋市補助)			敬老の日祝い*2	62,920	2,080
街の美化推進	45,000	▲15,000	高齢者食事会	40,000	▲4,000
自治会育成事業	0	▲4,000	サロン・ドゥ・茶屋支援	80,000	0
公園清掃業務委託	60,000	0	子ども会支援	80,000	20,000
公園緑化団体育成	25,000	0	環境美化・緑化	61,726	▲11,726
自主防災育成	20,000	20,000	事務費	64,711	35,289
小計C	150,000	1,000	備品費	32,480	▲2,480
(資源回収)			予備費他	5,000	15,000
芦屋市助成	173,680	▲6,320	小計a	479,762	70,238
業者売上	161,335	▲18,665	(会費)		
小計D	335,015	▲24,985	自治会連合会	3,000	5,000
(寄付金他)			社協会費	3,000	0
寄付金・雑収入*	814,320	784,320	防犯協会会費	10,000	0
利息	31	31	交通安全協会会費	10,000	0
小計E	814,351	784,351	小計b	26,000	5,000
計B+C+D+E	1,656,366	817,366	(募金)		
(落語会)			赤十字運動	50,000	0
落語会協賛金	0	▲60,000	共同募金・歳末助け合い	100,000	0
小計F	0	▲60,000	緑の募金	10,000	0
(茶屋秋まつり)			小計c	160,000	0
協賛金他	75,000	25,000	(祝い・協賛金)		
サロン・ドゥ・茶屋協賛金	50,000	0	こどもみこし	10,000	0
売上金	193,420	▲56,580	精道地車(市秋まつり)	30,000	0
小計G	318,420	▲31,580	精道地車(新元号奉祝)	32,400	0
収入合計H (B+C+D+E+F+G)	1,974,786	725,786	精道コムスク夏祭り	3,000	0
			その他謝礼	10,189	▲324
			小計d	85,589	▲324
			再計 a+b+c+d	751,351	74,914
* 町内故人の遺贈金(794,320円)を含む			落語会謝礼・交通費 e	0	120,000
* 2 高齢者に赤飯配布			秋まつり開催総費用 f	353,798	46,202
			支出合計 g (a+b+c+d+e+f)	1,105,149	241,116
			収支差 h(=H-g)	869,637	966.902
			次年度繰越金 i(A+h)	4,407,881	966,902
			(預金)	(4,380,599)	(852,355)
			(現金)	(27,282)	(27,282)
			(商品券)	(0)	(▲10,000)

第3号議案 会計監査報告

令和元年度茶屋之町自治会会計の関係書類を監査したところ、収支は適正であることを認めます。

令和2年5月3日

茶屋之町自治会会計監事 中島かおり 印省略

第5号議案 令和2年度予算(案)

単位:円

収入の部			支出の部		
項目	金額	前年比	項目	金額	前年比
前年度繰越金A (預金) (現金) (商品券)	4,407,881 (4,380,99) (27,282)		(活動費) 花見会 防災・避難訓練 ボランティア保険 敬老の日祝い *	0 20,000 19,000 65,000	▲14,324 ▲1,101 1,500 2,080
自治会費B	0	▲357,000	高齢者食事会 サロン・ドゥ・茶屋支援 子ども会支援 環境美化・緑化	0 80,000 80,000 70,000	▲40,000 0 0 8,274
(芦屋市補助) 街の美化推進 自治会育成事業 公園清掃業務 委託 公園緑化団体育成 自主防災育成 小計C	60,000 8,000 60,000 25,000 20,000 173,000	15,000 8,000 0 0 0 23,000	事務費 備品費 予備費他 小計a	70,000 30,000 20,000 454,000	5,289 ▲2,480 15,000 ▲25,762
(資源回収) 芦屋市助成 業者売上 小計D	170,000 120,000 290,000	▲3,680 ▲41,335 ▲45,015	(会費) 自治会連合会 社協会費 防犯協会会費 交通安全協会会費 小計b	3,000 3,000 10,000 10,000 26,000	0 0 0 0 0
(寄付金他) 寄付金・雑収入 利息 サロン・ドゥ・茶屋協 賛金 小計E	30,000 0 50,000 80,000	▲784,320 ▲31 50,000 ▲781,351	(募金) 赤十字運動 共同募金歳末助け合い 緑の募金 小計c	50,000 100,000 10,000 160,000	0 0 0 0
落語会協賛金 小計F	0 0	▲60,000 ▲60,000	(祝い・協賛金) こどもみこし 精道地車(市秋まつり) 精道コミスク夏祭り その他謝礼 小計d	0 0 0 0 0 0	▲10,000 ▲30,000 ▲3,000 ▲10,189 ▲53,189
(茶屋秋まつり) 協賛金他 サロン・ドゥ・茶屋協 賛金 売上金 小計G	0 0 0 0	▲75,000 ▲50,000 ▲193,420 ▲318,420	落語会謝礼・交通費 e 秋まつり開催総費用 f 支出合計 g (a+b+c+d+e+f) 収支差 h(=H-g) 次年度繰越金 i(A+h)	0 0 640,000 ▲97,000 4,310,881	0 ▲353,798 ▲432,749
収入合計H (B+C+D+E +F+G)	543,000	▲1,431,786			
* (支出欄)高齢者に赤飯配布					

- 1) 大きなイベントを中止するため**今年度の自治会費の徴収は中止する。**
- 2) 期中で状況の変化によりイベント等が開催された場合、必要な費用は前年度繰越金を取り崩して充当する。